

## 地方独立行政法人静岡市立静岡病院入札参加停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）が発注する建設工事等、物品調達及び委託契約その他の契約（以下「発注請負等」という。）に係る業務の適正な執行を図るため、地方独立行政法人静岡市立静岡病院契約規程（以下「契約規程」という。）第3条第2項及び第4項の規定に基づき、有資格業者に対する入札参加停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の業務をいう。
- (2) 物品調達 物品の製造（修繕を含む。）の請負又は買入れ若しくは売払いをいう。
- (3) 委託契約その他の契約 建設工事等及び物品調達以外の契約をいう。
- (4) 有資格業者 契約規程第3条第3項に規定する静岡市の競争入札有資格者名簿に記載されている者又は同条第5項の規定により契約責任者が資格を与えた者をいう。
- (5) 入札参加停止等 有資格業者について一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置並びに書面又は口頭による注意をいう。
- (6) 契約責任者 地方独立行政法人静岡市立静岡病院会計規程第45条に規定する理事長又はその委任を受けた者をいう。
- (7) 業務所管所属長 法人が発注する物品調達、委託契約その他の契約及び建設工事等に係る業務を所管する所属の長をいう。
- (8) 暴力団員等 静岡市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (9) 暴力団員の配偶者 暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）をいう。

(報告)

第3条 業務所管所属長は、その所管する業務について別表第1に掲げる事項に該当する事実があると認められるとき、又はその疑いがあるときは、速やかに報告書（事故、贈賄、不正行為等発生報告書（様式第1号）をいう。次条において同じ。）を業者選定委員会の委員長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 報告書を受理した業者選定委員会の委員長は、速やかにこれを審査し、相当と思われる措置の内容を付して、契約責任者に報告するものとする。

2 報告を受けた契約責任者は、措置の内容について、速やかに経営会議に諮るものとする。

(入札参加停止)

第5条 契約責任者は、契約規程第3条第2項各号に該当する者を、36月以内の期間を定めて入札参加停止の措置をとることができる。入札参加停止措置の期間については、静岡市入札参加停止等措置要綱を準用する。

2 契約責任者は、契約規程第3条第4項の規定により、静岡市により入札参加停止の措置がなされている者に対し、当該入札参加停止の期間、入札参加停止の措置をとることができる。

3 前2項の規定により入札参加停止の措置をとったときは、発注請負等の契約のための指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名しないものとし、当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、入札参加停止の措置をとることが法人の経営又は診療に与える影響が大きいと契約責任者が認める場合は、当該入札参加停止の執行を猶予することができる。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第6条 契約責任者は、前条第1項の規定により入札参加停止の措置をとる場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人のあることが明らかとなったときは、当該下請負人についても、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せてとるものとする。

2 契約責任者は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止の措置をとるときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せてとるものとする。

3 契約責任者は、前条各項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せてとるものとする。

(入札参加停止の特例)

第7条 契約責任者は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は悪質な事由が明らかとなったときは、静岡市入札参加停止等措置要綱を準用して入札参加停止の期間を変更することができる。

2 契約責任者は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(入札参加停止等の通知)

第8条 契約責任者は、第5条第1項又は第6条各項の規定により入札参加停止の措置をとったときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく入札参加停止通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 契約責任者は、第5条第4項の規定により入札参加停止の執行を猶予するときは、入

札参加停止及び猶予通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 契約責任者は、前項の規定により通知した執行の猶予を解除するときは、入札参加停止猶予解除通知書（様式第4号）により通知するものとする。

4 契約責任者は、第1項又は第2項の規定により通知をするときは、当該有資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。

（入札参加停止期間の変更等）

第9条 業務所管所属長は、第7条第1項の入札参加停止期間の変更及び同条第2項の入札参加停止の解除を行うに相当すると認められる事実を確認したときは、速やかに入札参加停止期間変更（競争入札参加停止解除）事由発生報告書（様式第5号）を業者選定委員会の委員長に提出しなければならない。

（入札参加停止期間の変更等の通知）

第10条 契約責任者は、第7条第1項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第2項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なくそれぞれ入札参加停止期間変更通知書（様式第6号）又は入札参加停止解除通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 第5条第1項又は第2項の規定により入札参加停止の措置をとったときは、発注請負等の契約のための見積執行通知を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者に通知しないものとし、当該入札参加停止に係る有資格業者に現に通知しているときは、当該通知を取り消すものとする。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ契約責任者の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請負等の禁止）

第12条 業務所管所属長は、入札参加停止の期間中である有資格業者が発注請負等の一部を下請負し、又は受託することを承認してはならない。

（入札参加停止に至らない事由に関する措置）

第13条 契約責任者は、有資格業者に関し、契約規程第3条第2項各号のいずれかに類する事由が生じた場合において、入札参加停止の措置をとらないときは、必要に応じて当該有資格業者に対し、書面又は口頭により、警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 第8条第4項の規定は、前項の場合において準用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 事故等に関する事

(1) 競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料又はその他の入札前の調査資料への虚偽の記載
(2) 過失による請負等の粗雑履行
(3) 契約違反
(4) 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故
(5) 安全管理措置の不適切により生じた履行関係者の事故

2 贈賄、不正行為等に関する事

(1) 贈賄
(2) 独占禁止法違反
(3) 競争入札妨害又は談合
(4) 建設業法等違反行為
(5) 不正又は不誠実な行為

3 暴力団員等又は暴力団員の配偶者に関する事

(1) 有資格業者の役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団員等又は暴力団員の配偶者である
(2) 有資格業者の役員等又は経営に事実上参加している者が、不正に暴力団員等又は暴力団員の配偶者を使用した
(3) 有資格業者の役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えた
(4) 有資格業者の役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有している

様式第1号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

業者選定委員会委員長 様

所属長

事故、贈賄、不正行為等発生報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	
営業所所在地	
発生年月日	
発生場所	
内容	

(注1) 許可番号欄には、事故等を発生させた業務に関し法律等による許可等を受けている場合は、その番号を記載すること。

(注2) 関係業務名（工事名）、施行場所（工事個所）がある場合は、内容欄に記載すること。

第 号  
年 月 日

様

地方独立行政法人  
静岡市立静岡病院  
契約責任者職氏名 印

入札参加停止通知書

このたび、貴 が（の） ことは、誠に遺憾であります。

よって下記のとおり入札参加停止を行うこととしたので、通知します。今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。

なお、入札参加停止の期間の開始日において、現に指名を受けている場合は、当該指名を取り消します。

記

- 1 入札参加停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 入札参加停止の理由等

様

地方独立行政法人  
静岡市立静岡病院  
契約責任者職氏名 印

入札参加停止及び猶予通知書

このたび、貴 が（の） ことは、誠に遺憾であります。

よって下記のとおり入札参加停止を行うこととしたので、通知します。ただし、入札参加停止の執行については、次の理由により当分の間、猶予します。今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。

記

- 1 入札参加停止の期間 ○カ月
- 2 入札参加停止の理由等
- 3 入札参加停止執行猶予の理由

○○○○の理由により、入札参加停止の執行を当分の間、猶予する。

なお、入札参加停止の執行時期については、別途通知するものとする。

第 号  
年 月 日

様

地方独立行政法人  
静岡市立静岡病院  
契約責任者職氏名 印

入札参加停止執行猶予解除通知書

先に 年 月 日付け 第 号により通知した入札参加停止措置について、執行を猶予していましたが、当該猶予を解除し、下記のとおり執行することとしたので通知します。

今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。

なお、執行期間の開始日において、現に指名を受けている場合は、当該指名を取り消します。

記

- 1 入札参加停止執行期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 入札参加停止の理由等

業者選定委員会委員長 様

所属長

入札参加停止期間変更（入札参加停止解除）事由発生報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	
営業所所在地	
参加停止期間	
1 変更（解除）することが適当と認められる事由	
2 変更することが適当と認められる期間	

（注）許可番号欄には、事故等を発生させた業務に関し法律等による許可等を受けている場合は、その番号を記載すること。

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

地方独立行政法人  
静岡市立静岡病院  
契約責任者職氏名 印

入札参加停止期間変更通知書

先に 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を行った旨  
を通知したところですが、このたび、下記のとおり当該入札参加停止の期間を変更したの  
で、通知します。

記

- 1 従前の入札参加停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 変更後の入札参加停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 変更の理由

様式第7号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

地方独立行政法人  
静岡市立静岡病院  
契約責任者職氏名 印

入札参加停止解除通知書

先に 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を行った旨  
を通知したところですが、このたび、当該入札参加停止を解除したので通知します。